西明石地域交流センターicotto（いこっと） 地域共生スペース運営者募集要項

1 目的

地域共生スペースは、西明石地域交流センターicotto の 1 階に設置する、安心して自分らしく暮らせる地域づくりの推進を目的とした施設です。多様な人々が集う交流拠点である西明石地域交流センターicotto 内で、幅広い年代を対象とした交流促進事業や居場所づくり事業、地域の相談支援事業などを実施し、これらの事業を通じて地域住民の交流と支え合いを促進します。

2 施設の概要 ※ 詳細は「別紙 1_平面図（地域共生スペース）」を参照のこと

(1)所在地

明石市西明石南町3丁目2番 60 号 西明石地域交流センターicotto1 階

(2)構造、面積

①構造

鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造（地上4階）

②地域共生スペースの面積

地域共生スペース	107.34 ㎡

③施設全体の面積

敷地面積	1,644.06 ㎡
建築面積	1,404.27 ㎡
建築延床面積	3,909.31 ㎡
1 階（icotto ひろば（外）除く）	908.38 ㎡
icotto ひろば（外）	665.31 ㎡
2階	836.23 ㎡
3階	1,148.89 ㎡
4階（icotto テラス除く）	1,015.81 ㎡
icotto テラス	333.30 ㎡

3 公募内容

(1)応募条件

以下の条件を全て満たしていること。

①2021年（令和 3 年）4 月から 2026 年（令和8年）3 月までの間に 3 年以上継続して、幅広い年代を対象とした交流促進事業や居場所づくり事業、相談対応事業などの公益性の高い活動実績を有していること。

②西明石地域における生活や住民の課題について十分な理解があること。

③営利を目的としない非営利法人または団体であること。 ※規約、会則等を有し、代表者及び組織体制が明確である団体であれば法人格を持たない任意団体でも可。

(2)実施事業

地域共生スペースを使用し、「1　目的」に沿った事業（交流促進、居場所づくり、地域の相談対応など）を実施すること。

※事業を実施するにあたっては、委託料等を活用することができます。

※また、西明石地域交流センターicotto 指定管理者との協議により、icotto ひろば（中・外）も事業実施のために利用することができます。なお、利用可能範囲は「別紙 2_平面図（利用可能範囲）」を参照のこと。

（3）施設の管理運営

詳細は「4　施設の管理運営について」を参照してください。

（4）運営期間

本公募により地域共生スペースの運営者として選定された事業者（以下、運営者という。）による運営期間は、西明石地域交流センターicotto 開館日から 2028 年（令和10年）3月31日まで。（※西明石地域交流センターicottoの開館日は未定ですが、事業実施計画等は2027年（令和 9 年）9 月 1 日に開館するものとして作成してください。）

ただし、実施内容が良好と認められるときは、期間終了から5年を超えない範囲（2033 年（令和 15 年）3月31日まで）で更新し、契約については1年度ごとに行います。また、運営者の都合により運営期間の途中で運営終了しようとする等の場合は、その時点で別途協議することとします。

（5）使用料

使用料は無償とします。なお、光熱水費等の一部費用負担については「4（4）指定管理者との分担等」を参照のこと。

4　施設の管理運営について

（1）開館日／開館時間

①開館日

「1　目的」を達成するため、出来るだけ開館日数を多く確保すること。

最低でも週 4 日以上開館するよう設定することとし、市と協議して決定します。

②開館時間

開館時間は原則 1 日 6 時間以上とし、市と協議して決定します。

（参考）西明石地域交流センターicotto 開館時間

・午前9時00分～午後9時00分

（2）休館日

休館日は、上記「①開館日」以外の日程に設定することとし、市と協議して決定します。

（参考）西明石地域交流センターicotto 休館日

・毎週月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に当たるときを除く。

・年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日まで）

※地域共生スペースを含めた全館の無人警備については、西明石地域交流センター

icotto 全体の指定管理者が実施します。地域共生スペースは全体から独立して、独自の開館日・休館日・開館時間を設定して運営することができます。

(3)管理運営業務

①運営者は、事業実施や施設運営にあたって関係法令等を遵守すること。

②運営中に事故等が発生した場合には、速やかに報告し、適切な対応を行うこと。

③運営中であっても、指定避難所としての使用が必要となった場合には、当該使用を優先すること。

(4)指定管理者との分担等

その他管理について、下表のとおり西明石地域交流センターicotto 全体の指定管理者と分担して行います。

項目名	地域共生スペース運営者	西明石地域交流センターicotto 全体 指定管理者
備品	運営に必要な物品及び消耗品を持ち込む※一定数の机、椅子を市から貸与	－
使用料	無料	－
光熱水費	占有部分の費用（個別メーターで計量した額）を負担する。	地域共生スペース（及び図書フロア）の占有部分以外の費用を負担する。
修繕	建物本体に付属する設備のうち、指定管理者の管理範囲以外の部分	建物本体及び内装に係る修繕（内壁、天井、床面、照明器具、窓ガラス、内部建具、ブラインド 等）
	－	施設全体のフィルター（交換を含む。）
	－	防火シャッター
	－	空調設備
施設全体の施設維持管理業務（点検・清掃等）	地域共生スペースの日常清掃を行う。	地域共生スペースも含めた施設全体の法定点検・定期清掃を行う。
防火管理	－	統括防火管理者は西明石地域交流センターicotto 全体の指定管理者が務める。
火元責任者	地域共生スペース部分を担当する。	地域共生スペース以外の部分を担当する（図書フロア除く。）

項目名	地域共生スペース運営者	西明石地域交流センターicotto 全体 指定管理者
廃棄物の処理	運営中に発生した廃棄物を１階ゴミ庫に運搬する。ただし、一度に大量の廃棄物が発生する際は、西明石地域交流センターicotto 全体の指定管理者に事前に連絡する。	施設全体の廃棄物の処理を行い、その分についての費用を負担する。
電話、ＦＡＸ、インターネット等	電話・ＦＡＸに係る通信料を負担する。電話等を設置する場合は、運営者の負担とする。インターネットは利用者向け無料 Wi-Fi を利用可能。別途通信回線が必要な場合、運営者の負担により設置することができる。	電話交換機は地域共生スペースと共用とする。維持管理及びそれに要する経費を負担する。
セキュリティ	西明石地域交流センターicotto 全体の指定管理者から鍵を借用し、運営後の施錠（無人警備の設定含む。）を行う。退去時に借用した本数の鍵を返却できない場合は、機械警備システムの再設定等にかかる費用を負担する。	地域共生スペースを含めた無人警備を行う。また、それに要する経費を負担する。また、マスターキーを所有する。
食品衛生法の取扱い	届出を要する事業を実施する場合、保健所へ適切に届出を行う。	－
連絡体制等	地域共生スペースは、西明石地域交流センターicotto 全体とは異なる開館日・休館日・開館時間を設定する可能性があるため、トラブル発生時等の相互の連絡体制について、西明石地域交流センターicotto 全体の指定管理者と事前に協議し定めておく。	

(5)禁止事項等

①施設での営利行為、宗教・政治活動等は禁止します。

②施設を第三者に運営させることは原則禁止します。

③運営者は、運営期間が終了したとき自己の負担において、市の指定する日までに施設を原状回復しなければならないものとします。

④運営者は、注意義務を怠ったことにより施設・設備・備品等、利用者、第三者へ損害を与えた場合は、賠償責任を負う可能性があります。詳細は市と締結する覚書にて定めます。

5 実績報告

運営状況について市が別に定める方法で年度ごとに実績報告等の提出を求めます。実績報告等については、覚書更新の際の参考とします。

6 スケジュール

(1)募集要項等の公表	2026 年(令和8年)11 月 19 日(木)
(2)質問書の提出期限	2026 年(令和8年)12 月8日(火)午後5時必着
(3)質問に対する回答	2026 年(令和8年)12 月 15 日(火)午後 1 時
(4)申請書類の提出期間	質問回答日～2026 年(令和8年)12 月 25 日(金)午後5時必着
(5)プレゼンテーション日程等の通知	2027 年(令和9年)1月 6 日(水)
(6)プレゼンテーション審査	2027 年(令和9年)1月 19 日(火)
(7)審査結果の通知	2027 年(令和9年)1月下旬

7 施設の視察及び現地見学会の開催

西明石地域交流センターicotto は現在建設工事中のため、施設の視察及び現地見学会は行いません。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

この募集要項等に関して質問しようとする場合は、質問書(様式 1)を電子メールにより提出してください。

①受付期間

2026 年(令和8年)11 月 19 日(木)から 2026 年(令和8年)12 月8日(火)午後5時まで

②宛先

電子メールアドレス:hon_akashi@city.akashi.lg.jp

③送信確認

質問書をメールで送信後に、確認のため以下の番号へ電話連絡をしてください。

電話番号:078－918－5209(政策局プロジェクト推進室本のまち担当)

(2) 質問に対する回答

2026 年(令和8年)12 月 15 日(火)午後1時に、市ホームページ(本件公募情報のページ)において公表します。

9 提出書類

①地域共生スペース運営者募集参加申請書(様式２)
②事業実施計画書(様式３)※
③収支予算書(様式４)※
④配置予定業務責任者調書(様式 5-1) 及び 配置予定副業務責任者調書(様式 5-2)
⑤団体概要書(様式６)
⑥国税の滞納がないことを証する納税証明書(法人のみ)
※西明石地域交流センターicotto の開館日は未定ですが、2027 年(令和９年)9 月 1 日に開館するものとして作成してください

10 申請受付期間

(1) 提出方法

直接持参又は郵送とします(郵送は書留や簡易書留等の、郵便局が配達し明石市が受領した事実の証明が可能な方法に限る。)。
ただし、郵送による場合は締切日午後 5 時必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。メールによる提出は受け付けません。

(2) 申請書類の提出(受付)期間

持参による場合は、2026 年(令和8年)12 月 15 日(火)午後 1 時から 2026 年(令和8年)12 月 25 日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)とします。
郵送による場合は、2026 年(令和8年)12 月 25 日(金)午後 5 時必着とします。

(3) 提出(受付)時間

持参による場合は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く)とします。

(4) 提出(受付)場所

〒673－8686
明石市中崎1丁目5番1号 明石市役所分庁舎 5 階
明石市 政策局プロジェクト推進室本のまち担当 (電話:078－918－5209)

(5) 提出部数

10 部(正本1部、副本 9 部)及びデータベース1部(CD1枚)とします。
※副本はコピーで可とします。
※データベース(CD)の内容については、「9 提出書類」一式のデータを提出してください。

(6) 費用の負担

申請書類の作成費用等、応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、選定結果に関わらず、すべて申請者の負担とします。

11 プレゼンテーション審査の実施

(1)実施日時

2027 年(令和9年)1月 19 日(火) ※時間・会場等は別途通知します。

（2） 実施方法

①説明時間は 10 分以内とし、その後 20 分間の質疑応答を予定。機器等の設営及び撤去は各5分以内とします。

②プレゼンテーションの内容は、提出のあった申請書類の内容に基づくものとし、内容の訂正等は認めません。

③ プロジェクター及びスクリーンは市が用意しますが、それ以外のものについては申請者が各自用意すること。

④ プレゼンテーションへの参加は原則3名以内とします。

12 失格事項

申請者が、次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(1)申請書類の提出期限、提出場所又は提出方法が本募集要項に適合しない場合

(2)申請書類に記載すべき事項の全部又は一部に著しい不備がある場合

(3)申請書類に虚偽の内容が記載されている場合

(4)同一申請者が複数の申請を行った場合

(5)本募集要項に定められた手法以外の手法により、選定委員会委員及び関係者などに選定に係る援助又は便宜を直接的若しくは間接的に求めた場合

(6)その他、本募集要項などに違反又は著しく逸脱したと認められる場合

13 その他留意事項

(1)運営者は、「1 目的」に沿った事業の実施と、施設の適切な管理運営を担保するため、市と本募集要項の内容に則った覚書を締結すること。

(2)運営者は西明石地域交流センターicotto 全体の指定管理者とともに、魅力ある施設運営を目指し、維持管理面・運営面における協力体制を構築するための覚書を締結すること。

(3)提出された申請書類は返却しません。

(4)申請書類の著作権は当該書類を作成した者に帰属するものとし、提出された申請書類は、本募集の目的以外に申請者に無断で利用しません。

(5)提出後に申請を辞退する場合は、「14 事務担当課」に参加辞退届で申し出ることとし、当該書面の提出後はいかなる理由があっても、本募集への再参加は認めません。

14 事務担当課

明石市政策局プロジェクト推進室本のまち担当

住所：〒673-8686 明石市中崎１丁目５番１号 明石市役所分庁舎５階

メール： hon_akashi@city.akashi.lg.jp